年末の

交通安全県民運動

【運動の重点】

- 1. 歩行者保護の徹底と夕暮れ時・夜間の交通事故防止
- 2. 飲酒運転の根絶
- 3. 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

【交通安全スローガン】

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離



交通安全啓発アート:県立米子高等学校美術部と米子市立啓成小学校による共同制作

交通安全にみんなで参加する日 及び 交通マナーアップ強化日 令和6年 12月16日 (月)

主唱:鳥取県交通対策協議会

令和6年 年末の交通安全県民運動 鳥 取 県 実 施 要 綱



目的

この時期は、一年を通じて最も日没が早いことに加え、年末特有の慌ただしさによる交通事故や、飲酒する機会が増えることで飲酒運転による交通事故の発生が懸念される。広く県民に、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を呼びかけ、県民ひとりひとりが積極的な交通安全活動の取組を推進することにより、交通事故防止を図る。

重点

- ◆ 歩行者保護の徹底と夕暮れ時・夜間の交通事故防止
- ◆ 飲酒運転の根絶
- ◆ 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

期 令和6年12月9日(月)~ 12月18日(水)

交通安全日

令和6年12月16日(月)

「交通安全にみんなで参加する日」 及び 「交通マナーアップ強化日」

スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

1 歩行者保護の徹底と夕暮れ時・夜間の交通事故防止

歩行者は

- 夕暮れ時から夜間は「車から見えにくい」ことを認識し、外出時は明るい色の服装を 心がけ、反射材用品の活用やライトを携行するなど、自己の存在を目立たせましょう。
- 道路を横断しようとするときは、横断歩道を利用し、止まって、見て、手を上げるなど横断する意思表示をして、車が確実に停止するのを確認してから渡り始めましょう。 青信号でも、左右の安全を確認しながら横断しましょう。

運転者は

- 横断歩道の手前では、歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、停止可能な速度 まで減速し、横断しようとする歩行者等がいる場合は、必ず一時停止して横断者を横 断させましょう。
- 運転者は夕暮れ時の前照灯の早期点灯と、夜間走行時の適切なハイビームの使用により歩行者や自転車利用者等の早期発見に努めましょう
- 積雪時や路面凍結に備え、冬用タイヤの早期装着、安全な速度と早めの減速、十分な 車間距離の確保に努め、冬季の交通事故防止を図りましょう。

家庭・地域・学校等では

- 児童·生徒に対し、地域の交通安全ボランティアや学校関係者等と連携し、横断歩道の 渡り方、信号を守る等の基本的な交通ルールを守ることを指導し、学校周辺や通学路で の街頭指導や見守り活動等を推進しましょう。
- 家庭では、こどもが普段通行する道路等の危険箇所を把握し、安全な通行方法などについて話し合いましょう。

職場では

• 従業員に対し、夕暮れ時の前照灯早期点灯とハイビームの適切な使用について指導するともに、歩行者の近くを走行するときは、スピードを落とす、ゆとりを持った間隔をとるなど思いやり運転を推進し、歩行者を交通事故から守る意識を高めましょう。

知っていますか? 白杖SOSシグナル



『白杖SOSシグナル』 普及啓発シンボルマーク

■白杖SOSシグナルとは

視覚障がいのある方が、白杖を両手で持ち、約50センチ頭上に掲げるポーズを「白杖SOSシグナル」といいます。町中でこのポーズを見かけたら、SOSのサインと認識し、進んで声をかけサポートをしてください。また、車を運転する側は、一時停止や徐行など安全への配慮を行ってください。



こんにちは。 どうされましたか? もしよければ案内しましょうか?

何かお手伝いできることはありますか?



2 飲酒運転の根絶

運転者(自転車利用者を含む)その周りの人は

- 飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転をしない・させない・許さないを徹底しましょう。
- 運転する人に飲酒を勧めたり、飲酒運転の車に同乗すること、飲酒した人に車を貸すことも、飲酒運転と同様にすべて犯罪です。絶対にやめてください。
- 飲酒を伴う会合等には車や自転車で出掛けず、公共交通機関等を利用しましょう。やむを得ず車を使用する場合は、自動車運転代行の利用や『ハンドルキーパー運動』を実践しましょう。

地域・家庭では

- 車両(自転車を含む)を運転する人には、絶対にお酒を飲ませないようにしましょう。
- 身近な人が飲酒運転による交通事故の当事者や被害者とならないように、飲酒運転によって負う責任の大きさ、命の大切さ等について地域や家庭で話し合いましょう。

飲食店等では

- ・店内に飲酒運転根絶を訴えるチラシやポスター等を掲出し、客に対する注意喚起に努め、 『ハンドルキーパー運動』を推進しましょう。
- タクシーや運転代行等の利用を働きかけ、飲酒した人には自転車を含む車両を運転させないよう徹底してください。

3 自転車等利用時のヘルメットの着用と交通ルールの遵守

自転車等利用者は

- 自転車安全利用五則を守るとともに、自転車利用中の交通事故による損害を賠償するための保険等への加入に努めましょう。
- 早めのライト点灯と、自転車の側面等に反射材用品等を取り付ける などにより、他の道路利用者に自己の存在を知らせましょう。
- ・降雪時や道路凍結時は、転倒や事故の危険性が増えるため、徒歩や 公共交通機関を利用するなど安全な通行方法を選択しましょう。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を 守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

関係機関・地域・学校では

- 児童·生徒に対し、交通ルールを周知させるとともに、ヘルメット着用による被害軽減効果について理解させヘルメット着用を推進するほか、交通事故時の加害者責任の重さ等について交通安全教育を実施しましょう。
- すべての自転車利用者にヘルメット着用が定着するよう、関係機関·学校·警察等が連携して、さらなる広報啓発に努めましょう。
- 令和6年11月1日の道路交通法の改正「自転車運転中の罰則強化」に係る周知と交通 ルール遵守の徹底のため、広報啓発を行いましょう。

令和6年11月1日 道路交通法改正



自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

運転中のながらスマホ

- スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為 画面を注視する行為が新たに罰則の対象となりました。
- ⇒違反者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- ⇒<u>交通の危険を生じさせた場合</u>は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転及び幇助

- ・自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供、同乗及び自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。
- ⇒ 違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ⇒自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ⇒<u>酒類の提供者·同乗者</u>は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を 反復して行った者は講習の対象となります。 ※受講命令違反 5万円の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反など

■問い合わせ先■